

# 保育部会 常任委員会

日時：令和5年9月5日（火）午後3時～5時

会場：大阪府社会福社会館 3階 301会議室

---

- ・ 部会長挨拶
- ・ 令和5年度 地域限定保育士試験実習受入について

## 《協議題》

1. 大阪府からの報告について …[大阪府資料 1-1・1-2、追加資料](#)
2. 中央情勢について …[全保協ニュース](#)
3. 令和5年度保育部会・保育士会会費等請求について …[資料1](#)
4. 第66回全国保育研究大会（大分大会）への参加勧奨について …[資料2](#)
5. 保育部会保育士等キャリアアップ研修各種案内について …[資料3](#)
6. 令和6年度大阪府の施策・予算に対する要望について …[資料4、資料](#)
7. 調査研究委員会からの報告 …[別紙](#)
8. 地域貢献事業推進委員会からの報告 …
9. 大阪府保育士会からの報告

10. 各ブロックからの報告

北摂ブロック	
豊中市	
高槻市	
北大阪ブロック	
枚方市	
寝屋川市	
東大阪市	
八尾市	
南大阪ブロック	
堺ブロック	
泉州ブロック	
大阪市	

11. その他

- ・閉会挨拶

(常任委員会進行輪番表)

次回					今回
北摂	泉州	堺	河内	南大阪	北大阪

次回常任委員会 令和5年10月3日(火)午後3時00分～5時00分  
大阪府社会福祉会館 4階 401会議室

# 社会福祉施設等事業者のみなさま

## 「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業（第2弾）」のご案内 令和5年9月15日（金）から申請受付をスタート

大阪府では、物価高騰が続く中、その影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的な事業継続を支援するため、「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」を支給します。

### Q1. 一時支援金の申請受付期間は？

A1. **令和5年9月15日（金）午前9時から同年10月20日（金）午後11時59分まで**です。

※期限後に提出された申請はお受けできませんのでご注意ください。**必ず期限内の申請をお願いします。**

### Q2. 一時支援金の対象となる要件は？

A2. 次の要件を満たす福祉施設、事業所等は、一時支援金の申請が可能です。

- ① 大阪府内に所在する保護施設、児童福祉施設等、障がい児者施設、介護施設（以下、「施設等」という。）。  
※公立施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等対象外となる施設等もありますのでご注意ください。  
※具体的な対象施設・事例については、大阪府HPに掲載している「対象施設一覧」や「よくある質問」をご確認ください。
- ② 令和5年8月1日時点（以下「基準日」という。）において、サービスを提供し運営していること。ただし、基準日において休止又は廃止している場合は、支給の対象外となります。

### Q3. 一時支援金の額はどのように決められるのですか？

A3. 以下のサービス種別、単価に基づき支援金額を算定し、施設等からの申請により支給（口座振込）します。

○支給額

サービス種別	単価
入所系	8,400円/1人
通所系（介護、障がい）	2,700円/1人
通所系（児童）	1,500円/1人
訪問系等	22,000円/1施設

★入所系・通所系の場合



同一建物内でも区分され、それぞれ定員設定されているサービスは原則サービスごとに申請

★訪問系等の場合

同一建物内で複数のサービスを実施していても**22,000円**  
※重複の考え方については「よくある質問」を参照ください。

#### Q 4. 一時支援金の申請手続きは？

##### A 4. 対象となる施設等は大阪府に対して申請を行います。

- ◎支援金を申請する場合、電子申請（大阪府行政オンラインシステムでの申請）を原則とします。
- ◎前回申請いただいた方は以前申請したアカウントからご申請ください。
- ◎申請内容を審査し支給決定されると、大阪府の委託先から施設等に支援金を支給（口座振込）します。  
※支援金の支給をもって交付決定通知を行ったものとしますので、通帳等で支給額のご確認をお願いします。

#### Q 5. 一時支援金の申請・支払いスケジュールは？

##### A 5. スケジュールは次のとおりです。

- ・令和5年9月15日（金）・・・受付開始  
申請受付後に順次、審査を開始し審査完了した順に支給する予定です。ただし、申請書類の不備等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ・令和5年10月20日（金）・・・申請受付締切
- ・令和5年12月28日（木）・・・支援金の支給終了

※電子申請のマニュアルや、支援金にかかるよくある質問等、支援金の詳細は、大阪府HPに掲載していますので、ご確認のうえご申請ください。

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/fukushisetsu/index.html>



問合せ先

大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業（第2弾）コールセンター

電話 06-7633-0157（平日9時から18時まで）

※9月15日(金)から9月29日(金)は土日祝も開設

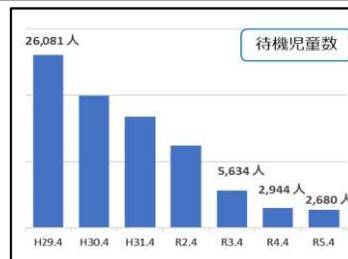


# 令和5年4月の待機児童数調査のポイント

## ① 待機児童の状況

**待機児童数：2,680人** (対前年▲264人) (※調査開始以来、5年連続で最少)

- ・約**86.7%**の市区町村(1,510自治体)で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**6自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R5年度	1,510 86.7%	225 12.9%	6 0.3%	0 0.0%
対前年	21	▲17	▲1	▲3
R4年度	1,489	242	7	3

## ② 待機児童数について

令和5年4月の待機児童数については、

- ・**保育の受け皿拡大**
- ・**就学前人口の減少**

などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・**特定の地域で申し込みが集中するなど保育需要の偏り**
- ・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,680人(対前年比▲264人)となった。



## ③ 今後の見込み

令和5年4月の保育ニーズ(申込者数)は減少したものの、

- ・**女性就業率(25~44歳)の上昇傾向**
- ・**共働き世帯割合の増加**
- ・**被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容**
- ・**新型コロナウイルス感染症流行からの利用控えの解消**

⇒ などによる保育ニーズ(申込者数)については、引き続き注視が必要。

## 今後の取組方針

- 令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 待機児童がいる自治体の傾向及び今後の対応としては、
  - ①待機児童数を大きく減らしているが、いまだ多くの待機児童がいる自治体に対しては、引き続き、受け皿の確保が進むように支援していく、
  - ②また、待機児童が多く、且つ一定数で留まっている自治体については、各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて、**丁寧にヒアリング等を行い、自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む、
  - ③なお、待機児童が解消された自治体においても、一時的に保育ニーズが高まり、待機児童が急増する事例も見受けられることから、注視が必要である。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど**保育所等の多機能化を進める**。

令和5年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量 (R5~R6は見込み)

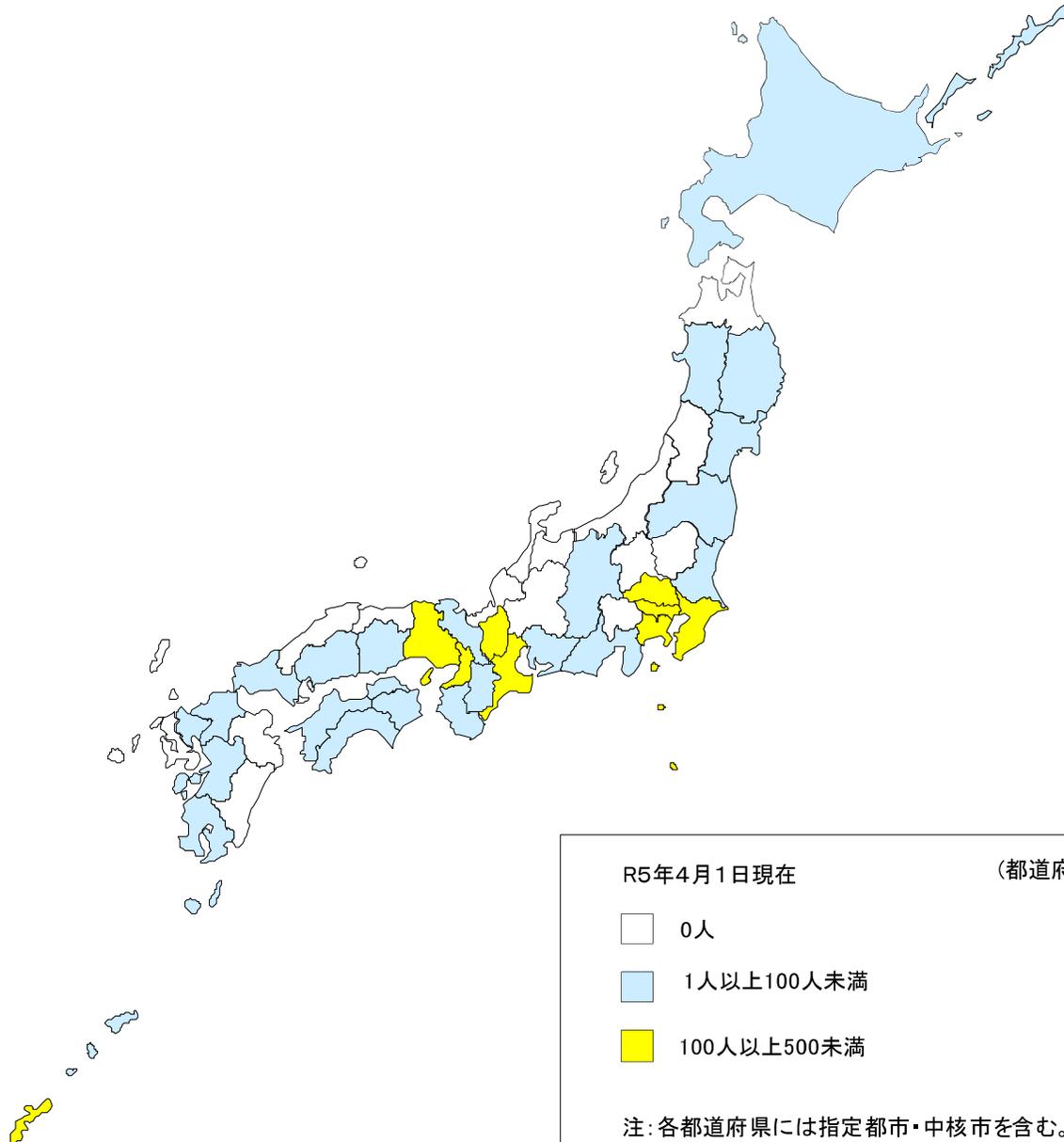
	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量【実績】	2.5万人	0.3万人

	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量【見込み】	4.6万人	1.2万人

4か年合計の必要見込み量
8.5万人

(参考) 新子育て安心プラン (R2.12公表)
約14万人

# 【参考】令和5年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



R5年4月1日現在 (都道府県数)

- 0人 (15)
- 1人以上100人未満 (23)
- 100人以上500人未満 (9)

注: 各都道府県には指定都市・中核市を含む。

都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(R4) 待機児童数	増減
	人	%	人	人
北海道	62	0.07	22	40
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	27	0.10	35	▲ 8
宮城県	41	0.09	75	▲ 34
秋田県	3	0.01	7	▲ 4
山形県	0	0.00	0	0
福島県	13	0.04	23	▲ 10
茨城県	5	0.01	8	▲ 3
栃木県	0	0.00	14	▲ 14
群馬県	0	0.00	1	▲ 1
埼玉県	347	0.25	296	51
千葉県	140	0.11	250	▲ 110
東京都	286	0.09	300	▲ 14
神奈川県	222	0.12	220	2
新潟県	0	0.00	0	0
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	0	0.00	0	0
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	9	0.02	9	0
岐阜県	0	0.00	0	0
静岡県	5	0.01	23	▲ 18
愛知県	52	0.03	53	▲ 1
三重県	103	0.26	64	39
滋賀県	169	0.44	118	51
京都府	19	0.03	17	2
大阪府	147	0.08	134	13
兵庫県	241	0.20	311	▲ 70
奈良県	84	0.32	81	3
和歌山県	39	0.20	30	9
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	0	0.00	0	0
岡山県	56	0.12	79	▲ 23
広島県	3	0.00	8	▲ 5
山口県	10	0.04	14	▲ 4
徳島県	3	0.02	0	3
香川県	12	0.05	19	▲ 7
愛媛県	9	0.04	25	▲ 16
高知県	6	0.03	4	2
福岡県	56	0.04	100	▲ 44
佐賀県	24	0.10	8	16
長崎県	0	0.00	0	0
熊本県	15	0.03	9	6
大分県	0	0.00	0	0
宮崎県	0	0.00	0	0
鹿児島県	61	0.15	148	▲ 87
沖縄県	411	0.66	439	▲ 28
計	2,680	0.10	2,944	▲ 264

※ 待機児童率 = 待機児童数 / 申込者数

## 保育所等利用児童数・待機児童数

(令和5年4月1日時点)

市町村名	施設・事業所数 A(※1)	定員 B(※2)	申込児童数 C	利用児童数 D(※3)	待機児童数 E C-D-(G+H+I)	待機児童に含まれない理由				
						地方単独保育施設利用児童数 (Dの内数) F(※3)	求職活動中のうち、求職活動を休止している者 G	特定の保育所等を希望している者 H(※4)	育児休業中の者 I(※5)	合計 (F+G+H+I) J
岸和田市	45	4,442	4,378	4,145	27	0	0	206	0	206
池田市	33	2,149	2,341	2,222	0	78	0	67	52	197
泉大津市	17	1,576	1,610	1,507	0	0	24	79	0	103
貝塚市	22	2,261	1,915	1,880	0	0	0	24	11	35
守口市	54	3,617	4,176	3,862	33	0	78	191	12	281
茨木市	95	6,964	7,066	6,614	0	50	50	175	227	502
泉佐野市	20	2,479	2,359	2,298	0	0	27	34	0	61
富田林市	23	2,211	2,113	2,075	0	0	2	21	15	38
河内長野市	23	1,883	1,788	1,774	0	0	0	14	0	14
松原市	22	2,194	2,262	2,158	0	0	13	52	39	104
大東市	35	2,708	2,522	2,491	0	0	8	23	0	31
和泉市	44	4,357	4,372	4,081	13	0	7	225	46	278
箕面市	46	2,881	2,984	2,842	6	0	0	75	61	136
柏原市	15	1,451	1,445	1,394	0	0	0	36	15	51
羽曳野市	19	2,077	2,174	2,085	0	0	32	42	15	89
門真市	39	2,555	2,137	2,105	0	0	0	19	13	32
摂津市	29	2,394	2,548	2,310	29	0	0	133	76	209
高石市	10	1,244	1,466	1,420	6	0	17	9	14	40
藤井寺市	19	1,414	1,357	1,292	11	0	2	32	20	54
泉南市	10	1,069	1,014	923	0	0	2	89	0	91
四條畷市	18	1,250	1,252	1,206	2	0	0	44	0	44
交野市	28	1,748	1,801	1,730	0	0	4	67	0	71
大阪狭山市	13	1,358	1,492	1,445	0	0	0	15	32	47
阪南市	9	959	769	747	7	0	0	15	0	15
島本町	11	1,043	967	942	0	0	0	25	0	25
豊能町	2	160	148	148	0	0	0	0	0	0
能勢町	2	229	80	80	0	0	0	0	0	0
忠岡町	4	494	400	399	0	0	0	1	0	1
熊取町	9	1,083	1,187	1,169	0	0	0	18	0	18
田尻町	1	220	207	207	0	0	0	0	0	0
碑町	4	246	193	193	0	0	0	0	0	0
太子町	3	280	270	270	0	0	0	0	0	0
河内町	2	270	299	299	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	1	80	46	46	0	0	0	0	0	0
小計(34市町村)	727	61,356	61,138	58,359	134	128	266	1,731	648	2,773
大阪市	1,061	65,983	57,434	55,293	4	0	127	1,061	949	2,137
堺市	264	21,379	19,293	18,766	0	0	72	282	173	527
高槻市	127	7,503	7,642	7,236	0	93	0	311	95	499
東大阪市	177	9,727	9,663	9,219	0	20	145	65	234	464
豊中市	140	9,126	9,227	8,837	9	63	19	202	160	444
枚方市	107	8,249	8,370	8,128	0	22	0	194	48	264
八尾市	69	6,812	6,566	6,402	0	4	0	164	0	168
狭屋川市	53	4,658	4,515	4,393	0	0	0	90	32	122
吹田市	138	8,743	8,360	7,911	0	0	7	205	237	449
小計(政令・中核市)	2,136	142,180	131,070	126,185	13	202	370	2,574	1,928	5,074
計	2,863	203,536	192,208	184,544	147	330	636	4,305	2,576	7,847
R4年4月時点	2,812	200,996	190,522	183,655	134	299	687	3,739	2,307	7,032
R4年4月からの増減	51	2,540	1,686	889	13	31	▲51	566	269	815

※裏面に注記

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(第1回)が開催される  
(こども家庭庁)……………1
- ◆ 令和5年 社会福祉施設等調査へのご協力をお願い(厚生労働省)……………3

## ◆ こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(第1回)が開催される(こども家庭庁)

令和5年8月1日、こども家庭庁において、第1回目となる「こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「こども家庭審議会」は、「こども家庭庁設置法」に基づき、こども家庭庁に設置されており、内閣総理大臣またはこども家庭庁長官の諮問に応じて、下記を調査・審議する審議会となります。

### こども家庭審議会の審議事項

「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項」

「こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項」

「こども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項」

「こどもの権利利益の擁護に関する重要事項」

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」するとされています。昨年度まで内閣府が開催していた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

8月1日に開催された第1回では、既に本ニュースでもお伝えしている「こども未来戦略方針」や「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策」のほか、「令和

4年教育・保育施設等における事故報告集計」が議題となりました。

本会からは、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が委員として参画しており（第1回会議は伊藤唯道副会長が代理出席）、下記内容の提出資料をもとに発言しています。

### ○配置基準の改善

- ・ 近年、子どもの発達状況の個人差も大きく、個別に対応する必要性が増しており、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のねらいを十分に達成する活動を展開するには、人員配置を見直す必要がある。
- ・ 「こども未来戦略方針」において、配置基準の改善が明記されたことに感謝申しあげる。
- ・ 配置基準の改善については、加算対応ではなく、1歳児5対1、4・5歳児25対1を法的に改善していただきたい。
- ・ その際、保育士確保が難しいことを踏まえ、経過措置を設けていただくとともに、配置基準の改善が法的に施行されるまでについては、加算対応をとっていただきたい。

### ○不適切事案を踏まえた対策

- ・ 「子どもの最善の利益」を保障する保育所・認定こども園等において、園児への虐待はあってはならないことであり、会員に向けて会長メッセージを発信するとともに、全国保育士会と共同で緊急セミナー『子どもの最善の利益』を守るために」を開催し、3万2千回を超える視聴がされた。
- ・ また、全国保育士会では、「不適切な保育」に関する国の実態調査を、よりよい保育を追求し、さらなる保育の質の向上をめざす良い契機ととらえ、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた保育の振り返りを行い、その結果を公表している。
- ・ 振り返りの結果からは、保育者が自身の保育を謙虚に振り返り、意識せずに行ったことが、実は子どもの人権にかかわる内容だったことに気づき、どうすればよいのかを考え、子どもに寄り添うことを通して、保育の質をさらに向上させたいという保育者の思いが読み取れた。
- ・ 引き続き保育現場における保育の振り返りを行っていくよう働きかけていきたいと考えている。
- ・ 不適切保育を防ぐ責任は一義的には施設長にある。施設長がその責任を果たすには、「資格・必修研修等の要件等を的確に定め、義務化することが必要」であると考えている。

### ○こども誰でも通園制度

- ・ 保育所・認定こども園は、これまでも一時預かりや地域子育て支援事業を実施しており、「孤立した育児」のなかで不安や悩みを抱える子育て家庭に寄り添う技術、知識、関係機関との連携が既にあり、積極的に役割を果たしていきたいと考えている。
- ・ 一方で、保育現場においては、子どもの成長を長い時間軸で進めており、時間単位での利用は、一人ひとりに寄り添うことで得られる安定した保育環境への負荷となる可能性がある。
- ・ 保育所・認定こども園では、子どもの連続的な育ちと生活を、施設と家庭が協働して創ることをめざしている。
- ・ その保育本来の意義が守られ、保育を受けるべき子どもたちへの「保育の質」が低下しない

ような制度、そして、保育士が専門性を発揮できる環境整備を、「こども誰でも通園制度」の創設にあたっては併せて進めていただきたい。

#### ○制度の創設にあたって

- 「こども未来戦略方針」では、今後「こども大綱」とあいまって少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、「こども誰でも通園制度」など、少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられたが、この具体化は年末に策定される「戦略」に示される。
- この過程において、「こども家庭庁」においては、子どもの権利が確実に保障されるとともに、必要な予算の確保と保育の質の向上、保育士・保育教諭等の処遇改善が図られるものと承知している。
- そのために、保育現場の声を直接お聞きいただきたく、協議および意見交換の場を十分に設けていただきたい。

資料等の詳細は、下記ホームページよりご確認ください。

- こども家庭庁トップページ > 会議等 > こども家庭審議会 > 子ども・子育て支援等分科会  
[https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo\\_kosodate/](https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/)

## ◆ 令和5年 社会福祉施設等調査へのご協力をお願い (厚生労働省)

社会福祉施設等調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政の推進のための基礎資料を得るため、厚生労働省が毎年実施しているものです。

今年度も、9月下旬を目途に、保育所、保育所型認定こども園、小規模保育事業所等に対し、調査票が郵送されます。会員の皆さまにおかれましては、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、令和4年度調査まで実施されていた幼保連携型認定こども園調査票については、記入者の負担を考慮し、令和5年度調査より廃止となっております（※全保協事務局注：幼保連携型認定こども園については、こども家庭庁が実施する「認定こども園に関する状況調査」および文部科学省が実施する「学校基本調査」の対象となっており、令和5年度はその2つの調査において、施設数等が調査されます）。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご案内 ..... 1
- ◆ 「顧客推奨度調査」へのご協力のお願について（厚生労働省） ..... 2
- ◆ 「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」について ..... 3

## ◆ 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご案内

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」は、医療・介護・保育分野における求人者（医療機関・介護施設・保育園等）が、有料職業紹介事業者を利用する際、あらかじめサービスの内容や品質、その費用等の概要を知ったうえで適正な事業者を選択できるようにすることを通じて、医療・介護・保育分野における人材確保及びマッチングの質向上に貢献することを目的としています。

本制度は令和3年度からスタートしており、既に49社（医療分野38社、介護分野22社、**保育分野13社**※複数分野取得企業あり）が適正事業者として認定されています。

会員のみなさまにおかれましても、有料職業紹介事業者へ求人依頼の際には、下記ホームページにアクセスし、参考としてください。また、本制度にかかるリーフレットを添付しますのでご参照ください（別紙1）。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度 HP トップページ

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

## ◆「顧客推奨度調査」へのご協力のお願いについて（厚生労働省）

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」創設の背景および基礎となる理念を実現するため、認定制度の改善および適正認定事業者のサービス品質向上にむけて、認定事業者に関する「顧客推奨度調査」を実施しています。

認定事業者を活用したことがある会員のみなさまにおかれましては、調査へのご協力をお願いします。方法はWEB調査のみとなり、回答期限は8月20日（日）です。

ご協力いただける方は、下記URLにアクセスいただき、ご回答ください。なお、本調査にかかる問い合わせは日本人材紹介事業協会の窓口へ直接ご連絡ください。

調査名：厚生労働省委託事業 医療・介護・保育分野における有料職業紹介「適正認定事業者」のサービス品質に関する顧客推奨度調査

方法：WEB調査のみ

設問：16問

回答時間：約10分

URL：<https://survey-z.com/wix/p2055334045.aspx>

備考：回答は事業者向けにフィードバックすることがありますが、個人情報等は匿名とします。

<本調査に関する問い合わせ先>

一般社団法人 日本人材紹介事業協会（厚生労働省委託事業事務局）

TEL：03-6403-1827

メール：[ninteiseido@jesra.or.jp](mailto:ninteiseido@jesra.or.jp)

（受付10時～17時、土・日・国民の祝日を除く）

## ◆「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」について

厚生労働省・都道府県労働局には、「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」を設置し、人材紹介会社の職業紹介サービスに関し法令違反の疑いがある場合等の相談を受け付けています。詳細については添付 PDF 資料（別紙 2）をご参照ください。

なお、人材紹介会社に関する問題が引き続き指摘されていることから、有料職業紹介事業の適正な運営を確保するための取組として、都道府県労働局において本年 8 月から医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士等の紹介実績がある職業紹介事業者への集中的な指導監督を実施することとしています。

続報があり次第、本ニュースにてお知らせします。

ご存じですか？  
医療・介護・保育分野の  
紹介会社を選ぶ基準について

## 医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度



数多くある  
医療・介護・保育分野の  
有料職業紹介事業者の中から  
安心できる事業者を選ぶ基準の  
ひとつとしてご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度では、  
「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした有料職業紹介事業者を  
「適正な有料職業紹介事業者」として認定しています。

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者  
認定制度

# 紹介会社の利用に際し、 手数料やサービス品質 などにご不安はないですか？



「医療・介護・保育分野における  
適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、  
申請条件、必須基準、基本基準を満たす紹介会社を、  
「適正認定事業者」として認定しています。

何を基準に  
紹介会社を選べば  
よいかわからない…

紹介手数料が  
とても高かったら  
どうしよう…

早期離職時の  
返戻金制度がある  
紹介会社を選びたい…

安易な転職を煽るような  
広告を出す紹介会社は  
使いたくない…



## 申請条件

人材を安定的に紹介できることは適正認定事業者が満たすべき重要な条件です。そのため、申請した分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の対象職種について、①過去2年連続で、②年間5件以上の常用就職（無期雇用）の紹介実績があることを申請条件としています。

医療分野の対象職種	介護分野の対象職種	保育分野の対象職種
医師	介護職	保育士
歯科医師	うち介護福祉士	保育教諭
薬剤師	うち介護福祉士以外	幼稚園教諭
看護職	看護職	栄養士・管理栄養士・調理員
リハビリテーション専門職	リハビリテーション専門職	看護師
医療技術者	介護支援専門員	
歯科衛生士	医師	
看護助手・看護補助者	生活相談員、支援相談員	
歯科助手	機能訓練指導員	
栄養士・管理栄養士	栄養士・管理栄養士	

## 適正認定事業者

有効期間 3年

審査員が、認定を申請した事業者の事業責任者等にヒアリングを実施し、提出書類の内容を確認した上で適正認定事業者として認定します。

## 必須基準

必須基準は、「法令を遵守しているか」を含めて適正認定事業者が必ず満たさなくてはならない基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた16～18項目のすべてをクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 職種別に手数料を公表している
  - ✓ 早期離職時の返戻金制度を設けている
  - ✓ 求職者に「お祝い金」を支給していない
  - ✓ 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
  - ✓ 転職活動をみだりに助長するような広告をしない
  - ✓ 要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していない
  - ✓ 求人情報は、求人者や求職者に定期的に情報が最新であるか確認を行う、および求人や求職者の情報の時点を明示している

「必須基準」「基本基準」の詳細は、  
適正認定サイトから閲覧することができます。

医療 介護 保育 適正認定 🔍

## 基本基準

基本基準は、「求職者や求人者に対してより良いサービスを提供する」ために適正事業者が満たすことが望ましい基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた11～13項目のうち一定数以上の項目をクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
  - ✓ 求人者からの求人申し込みは、電話だけでなく、書面、FAX、メールで受け付けている
  - ✓ 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
  - ✓ 求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っている



〈認定マーク〉  
適正認定事業者は、認定を受けた分野の認定マークをホームページや会社案内、名刺等の媒体に利用することができます。





適正認定サイトでは、最新の適正認定事業者の社名検索をはじめ、認定事業者のサービス名称、対象職種別の常用就職の紹介実績数（目安）、サービス対応エリア等を確認することができます。

医療 介護 保育 適正認定



認定後においても求人者の苦情や評価を認定事業者にフィードバックすることで、サービス品質の維持、改善を図っていきます。

## 1 顧客推奨度調査の実施



医療・介護・保育分野に特化した本認定制度の背景・理念に沿う社会の実現のため、本認定制度へ参画する業界団体所属の求人者へ向けて、認定事業者に関する顧客推奨度を調査するアンケートを実施し、そのアンケート結果を認定事業者へフィードバックすることでサービス品質の改善促進活動をおこなっています。

[https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer\\_survey/](https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer_survey/)

## 2 認定事業者に関する苦情窓口の運営



分野別適正事業者認定制度運営事務局 苦情・ご意見・ご要望窓口認定制度の不明点等のお問い合わせをはじめ、適正認定事業者に関する苦情・ご意見・ご要望についても、こちらの窓口で随時受け付けています。苦情については事実確認の上、本認定制度協議会（※）に報告します。

また、必要に応じて当該事業者にしかるべき回答を求めます。

※本認定制度協議会は、労働関連法等を専門とする有識者、医療・介護・保育それぞれの業界団体を代表する委員から成り、本認定制度全体をガバナンスする役割を担っています。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/consultation/>



### 「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてのトラブルや法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』で相談を受け付けています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_30703.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html)

本認定制度は、以下団体の協力により創設され、令和3年度から実施しています。（五十音順）

#### 医療分野

（公社）全日本病院協会、（公社）日本医師会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本看護協会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本精神科病院協会、（一社）日本病院会

#### 介護分野

（一社）全国介護事業者連盟、（社福）全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会、高齢者住まい事業者団体連合会（（公社）全国有料老人ホーム協会、（一社）全国介護付きホーム協会、（一社）高齢者住宅協会）、（公社）全国老人福祉施設協議会、（公社）全国老人保健施設協会

#### 保育分野

（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会、（公社）全国私立保育連盟、（社福）日本保育協会

# 医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者  
認定制度

## 適正認定事業者一覧 (認定日社名五十音順)

2023年4月30日時点

### 医療分野認定企業

株式会社エス・エム・エス エムスリーキャリア株式会社 株式会社エルユーエス 株式会社クイック 株式会社ジョブズコンストラクション 株式会社ツナガリキャリア ディップ株式会社 株式会社日本教育クリエイト 株式会社ブレイブ 株式会社マーキュリー 株式会社マイナビ 株式会社メディカルジョブセンター 株式会社メディカルリソース	株式会社リクルートメディカルキャリア レバレージーズメディカルケア株式会社 株式会社医師のとも 株式会社WILLCO エニーキャリア株式会社 キャリアバンク株式会社 株式会社キャリアシステム クラシス株式会社 総合メディカル株式会社 株式会社トライトキャリア 株式会社フロー 株式会社メディカル・プリンシプル社 株式会社メディウエル	株式会社CONNECT 株式会社エムステージ 株式会社日本メディカルキャリア 株式会社キャリアプランニング 株式会社グローマス 株式会社キャリア 株式会社CMEコンサルティング 株式会社ALC 株式会社SEプラス 株式会社エム・ディー・マネジメント 日本メディカルコネクション株式会社 株式会社ファーストコネクト
--	--	---

### 介護分野認定企業

アフィニティ・グループ株式会社 株式会社エス・エム・エス 株式会社エルユーエス 株式会社クイック 株式会社ジョブズコンストラクション ディップ株式会社 株式会社日本教育クリエイト 株式会社ブレイブ	株式会社マイナビ 株式会社メディカルジョブセンター ライクスタッフィング株式会社 レバレージーズメディカルケア株式会社 株式会社キャリアシステム 株式会社ゼフィロス 株式会社ツクイスタッフ 株式会社トライトキャリア	株式会社ドットコム・マーケティング 株式会社ウィルオブ・ワーク 株式会社キャリアプランニング 株式会社キャリア 株式会社ALC 株式会社ファーストコネクト
---	--	--

### 保育分野認定企業

株式会社エス・エム・エス 株式会社ジョブズコンストラクション Simple 株式会社 株式会社ネクストビート 株式会社ブレイブ	株式会社マイナビ ライクスタッフィング株式会社 株式会社あんだんて 株式会社トライトキャリア 株式会社メディカルジョブセンター	株式会社アスカ 株式会社アスカクリエイト 株式会社CMEコンサルティング
---	---	--



一般社団法人 日本人材紹介事業協会 (略称・人材協)

厚生労働省同制度受託事業者

# 人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は  
労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

**法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。  
違反の疑いがあればご相談ください。**

## 法令で禁止または必須事項とされていること

- 手数料を必ず明示する
- 自らの紹介により就職した人※に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない（※無期雇用契約に限る）
- 「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

## 問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

その他、人材確保に関する国の取り組みは裏面をご覧ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 厚生労働省は、適正と認定した人材紹介会社を公表しています。

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる機能を備えた特設ウェブサイトを公開していますので、ぜひご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



- 紹介手数料を職種別に公表している
- 早期離職時の返戻金制度がある

など、一定の基準を満たした適正な人材紹介会社を公表しています



認定分野 医療分野

医師  歯科医師  薬剤師  看護職

リハビリテーション専門職  医療技術者  歯科衛生士

看護助手  歯科助手  栄養士・管理栄養士

キーワード

対応エリア

職種別や営業エリアごとに認定事業者を検索可能

## 人材確保には、ハローワークの「人材確保対策コーナー」をご活用ください

全国のハローワークで、人材確保のお手伝いをしています。

医療・介護・保育分野でも多くの事業主の方にご利用いただいています。

特に、医療・介護・保育などの人材不足分野については、全国の主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人者・求職者の皆さまに対してさまざまな支援を実施しています。ぜひご活用ください。

### 「人材確保対策コーナー」による支援の例

#### ● 事業主の皆さまへの支援

- わかりやすい求人票作りへの助言
- 求職者が応募しやすい求人条件の設定についての助言
- ハローワークに求職登録中の有資格者等へ積極的に求人を紹介

#### ● 求職者に対する支援

予約制・担当者制による、一人ひとりの状況に応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供

#### ● マッチングイベントの実施

- 職場見学会、セミナー、就職面接会などを積極的に開催
- 業界団体と連携し、業界の魅力を発信

ハローワーク（人材確保対策コーナー）ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html>



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ こども家庭庁 令和6年度予算概算要求……………1
- ◆ 「こども誰でも通園制度(仮称)」検討会立ち上げへ……………4

## ◆こども家庭庁 令和6年度予算概算要求

令和6年度こども家庭庁予算 概算要求<sup>※1</sup>が行われました。こども家庭庁予算概算要求の全体像としては、一般会計1兆5,271億円、年金特別会計（子ども・子育て支援勘定）3兆3,614億円が計上され、合計で4兆8,885億円の要求額となっています（上記金額には、デジタル庁一括計上予算は含まない）。

なお、『こども未来戦略方針』で示された『こども・子育て支援加速化プラン』の内容の具体化の取扱い、「消費税引き上げにより確保される0.7兆円以外の0.3兆円超」、「物価高騰対策等を含めた重要な政策のうち事項要求<sup>※2</sup>のもの」等については、金額が明示されておらず、それぞれ予算編成過程で検討することとされています。

※1 概算要求…各省庁が財務省に対し、翌年度の政策を実行するために必要な予算を要求すること。  
この概算要求に基づき、財務省において、各省庁の政策や経費について精査したうえで、翌年度の政府予算案が作成される。

※2 事項要求…概算要求時に政策の細部が決定していないなどのために、予算要求額を示さずに項目のみ記載・要求するもの。

(事務局抜粋)

### 「令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求の基本的な考え方」

○令和6年度予算においては、まずは、「こども未来戦略方針」に基づき、

① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得強化に向

けた取組

② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

等の「こども・子育て支援加速化プラン」を実現していくことが重要。これらについては、予算編成過程において、各事業の内容の具体化の取扱いについて検討する必要があるため、事項要求とする。

※「出産・子育て応援交付金」（10万円）については、令和5年度予算で措置した予算を満年度化するものであり、来年度の所要額を要求する。

○加速化プランの施策以外についても、令和5年度予算に引き続き、

① こどもの視点に立った司令塔機能を発揮する

② 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を実現し、少子化を克服する

③ 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

④ 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

という柱に沿って、所要の予算を要求する。

とくに保育に関わる予算としては、上記の柱建ての「③全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する」においてその内容が示されています。

(事務局整理)

**3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する 3兆4,621億円+事項要求**

**1 総合的な子育て支援 3兆4,360億円+事項要求**

(1) 子ども・子育て支援新制度の推進

➤ 「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿の整備、すべてのこども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）、地域型保育給付、子育てのための施設等利用給付等を実施。

➤ 主な事項要求として、令和6年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費（消費税引き上げ以外の財源を含む）、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化、1歳児及び4・5歳児の職員配置基準、保育士等のさらなる処遇改善等が挙げられ、予算編成過程において検討される。

(2) 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

- 保育の受け皿整備として、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→1/3）等による保育所等の整備の推進。
- 保育人材確保のための総合的な対策として、保育士・保育所支援センターへの「保育士キャリアアドバイザー」の配置、潜在保育士の再就職支援、就学資金貸付について所要の額の確保、保育士支援アドバイザーの補助基準額の拡充、地域限定保育士制度の全国展開に伴う支援の拡充などを実施。
- 保育現場の ICT 化の推進
- 保育所における医療的ケア児の災害対策として必要な備品の補助、また、「保育利用支援事業（入園予約制）」について対象の拡充を行う。

### （3）こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施

- こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施について、「こども未来戦略方針」を踏まえて、予算編成過程において検討する。

## 2 地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進 2,100 億円の内数+事項要求

### （2）地域のこども・子育て支援の推進

- 令和 4 年改正児童福祉法の施行に伴う、こども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備を推進する。

## 3 こどもの安全・安心 31 億円の内数+事項要求

### （1）こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版 DBS）の構築を円滑に進めるための体制等の整備

- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版 DBS）に係る事業者向けのガイドライン、マニュアル、研修資料等の作成の検討のため調査研究を行う。
- 各種体制及び情報システムの整備等について、予算編成過程において検討する。

### （2）保育所等の送迎用バスの置き去り防止対策の推進

- 保育所等の送迎用バスへの安産装置やこどもの見守りタグ（GPS）の導入支援などを推進する。

詳細は、こども家庭庁ホームページよりご覧ください。

こども家庭庁>ホーム>政策予算・決算・税制

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget/>

## ◆「こども誰でも通園制度(仮称)」検討会立ち上げへ

8月25日の記者会見にて、小倉将信こども政策担当大臣は、「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設に向け、2024年度から制度の本格実施を見据えた形で行う試行的事業の実施の在り方について議論する検討会を9月に立ち上げることを明らかにしました。

検討会の構成員は、学識経験者、保育所や幼稚園の関係者、自治体関係者ら約20人で構成され、保育三団体協議会からは幹事団体である日本保育協会が代表として参画する予定です。

検討会では、制度の意義、事業実施の際の留意点、施設・事業累計毎の事業実施のイメージなどについて検討するとされ、12月に中間とりまとめ、来年3月にとりまとめの予定です。

(案)

〒《郵便番号》

《住所市町村まで》《住所町名以降》

《法人名》

《施設名（略称）》 御中

《《発送\_コード》》

【発信元・お問合わせ先】

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 施設福祉部  
保育部会事務局（担当：西岡・箕谷・中野）

〒542-0065

大阪府中央区中寺1丁目1番54号

大阪社会福祉指導センター2階

TEL. 06-6762-9001 FAX. 06-6768-2426

大社福施発第 号①

令和5年 月 日

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

保育部会長 森田 信司

保育士会長 伊藤 裕子

（ 公 印 省 略 ）

## 令和5年度 保育部会・保育士会会費のご請求について

平素は、本会事業推進のため、ご協力いただきありがとうございます。日頃より本会事業にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

早速でございますが、令和5年度保育部会・保育士会とも、下記のとおり令和5年度会費のご請求をさせていただきます。

なお、昨年度と同様に、保育部会・保育士会の両会費を一括してご請求させていただきますことを申し添えます。

また、特定情報配信ツール「よい子ネット」の管理料につきましても、部会費とともに一括請求させていただきます。

## 記

## 1. 保育部会会費請求額および基準（府社協会費5%（1,900円）減額を反映した会費請求額となります）

利用定員	請求額	利用定員	請求額
30名以下	47,100円	91～120名	65,100円
31～60名	53,100円	121～150名	71,100円
61～90名	59,100円	151名以上	77,100円

※請求額は、施設の利用定員数に基づきます。（ただし、幼保連携型認定こども園については、1号認定の利用定員数を除きます。）

※請求額の中には、大社協基本会費（36,100円）、全保協会費（5,000円）、「保育おおさか」購読料が含まれています。

2. 保育士会会費請求額 1人あたり1,200円（令和4年度保育士会会員名簿に基づく）

3. 保育制度充実のための拠出金（全国保育協議会保育所問題対応拠出金） 5,000円

4. よい子ネット管理料 月額550円（税込）×在会月数

5. お振込先 りそな銀行・大手支店 普通預金 ○○○○○○  
（福）大阪府社会福祉協議会 保育部会長 森田信司

6. 納入期限 令和5年11月30日（木）とさせていただきます。

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国保育協議会

会長 奥村 尚三

〔公印略〕

**第 66 回全国保育研究大会（大分大会）  
参加勧奨について（依頼）**

本会事業の推進につきまして、日頃よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 66 回全国保育研究大会（令和 5 年 11 月 16 日～17 日）の 8 月 31 日現在の参加者数を報告申し上げます。

参加者目標数（定員）約 1,700 名に対し、申込者数が別紙のとおり 938 名と定員数を下回っている状況です。とくに参加者目標数に達していない都道府県・指定都市につきましては、貴下の保育関係者に対し、あらためて大会参加の呼びかけをお願いいたしたく存じます。また、参加者目標数を達成されている都道府県・指定都市におかれましても、参加者増に向けてさらなるご協力をいただければ幸いです。

各都道府県・指定都市保育協議会におかれましては、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、各協議員のみなさまにも同様の依頼文書をお送りしております事を申し添えます。

## 記

1. 名 称 「第 66 回全国保育研究大会（大分大会）」
2. 日 時 令和 5 年 11 月 16 日（木）～17 日（金）
3. 会 場 全体会 別府国際コンベンションセンター「ビーコンプラザ」  
分科会 別府国際コンベンションセンター「ビーコンプラザ」他
4. 参加費 会員 20,000 円 会員でない方 25,000 円
5. 申込締切 令和 5 年 9 月 29 日（金）
6. 内容等 別添の開催要項をご参照ください。また、本会ホームページの「研修会・大会等案内」ページに開催要項を掲載しています。  
<https://www.zenhokyo.gr.jp/information/>

【お問い合わせ先】 全国保育協議会事務局〔担当：下立、平野〕  
全国社会福祉協議会 児童福祉部 内  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階  
TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509  
E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

## 第66回全国保育研究大会（大分大会）参加申込状況について

令和5年8月31日現在

都道府県 指定都市 名	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数÷ 目標数)	第65回 参加者数 (山形大会)
北海道	59	8	13.6%	16
青森県	39	25	64.1%	7
岩手県	24	10	41.7%	25
宮城県	26	0	0.0%	9
秋田県	18	8	44.4%	14
山形県	17	4	23.5%	92
福島県	18	3	16.7%	18
茨城県	40	4	10.0%	14
栃木県	15	4	26.7%	6
群馬県	30	8	26.7%	14
埼玉県	55	15	27.3%	16
千葉県	58	3	5.2%	10
千葉市	13	0	0.0%	16
東京都	122	54	44.3%	20
神奈川県	26	28	107.7%	5
横浜市	34	13	38.2%	13
川崎市	9	1	11.1%	23
相模原市	9	0	0.0%	2
新潟県	43	2	4.7%	4
山梨県	13	0	0.0%	7
長野県	30	2	6.7%	14
静岡県	47	15	31.9%	9
富山県	19	0	0.0%	10
石川県	26	11	42.3%	28
福井県	19	11	57.9%	11
岐阜県	19	4	21.1%	9
愛知県	80	10	12.5%	20
三重県	28	7	25.0%	10
滋賀県	28	6	21.4%	12

都道府県 指定都市 名	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数÷ 目標数)	第65回 参加者数 (山形大会)
京都府	12	6	50.0%	25
京都市	25	6	24.0%	10
大阪府	70	13	18.6%	99
大阪市	2	2	100.0%	5
兵庫県	40	18	45.0%	6
神戸市	21	8	38.1%	25
奈良県	14	9	64.3%	14
和歌山県	6	2	33.3%	11
鳥取県	7	6	85.7%	5
島根県	20	7	35.0%	15
岡山県	31	26	83.9%	17
広島県	31	2	6.5%	11
広島市	20	4	20.0%	19
山口県	22	15	68.2%	36
徳島県	16	9	56.3%	19
香川県	14	12	85.7%	19
愛媛県	18	15	83.3%	17
高知県	12	2	16.7%	4
福岡県	51	42	82.4%	25
福岡市	31	12	38.7%	8
北九州市	18	45	250.0%	59
佐賀県	20	15	75.0%	19
長崎県	44	8	18.2%	11
熊本県	38	0	0.0%	4
熊本市	14	4	28.6%	9
大分県	34	366	1076.5%	38
宮崎県	31	10	32.3%	3
鹿児島県	33	18	54.5%	13
沖縄県	41	0	0.0%	9

	参加者 目標数	申込者数 合計	達成率	第65回 参加者 (山形大会)
合 計	1,700	938	55.2%	1,009
開催ブロック	355	520	385.4%	539

※参加者目標数は、「公立会員数×0.05+公立以外会員数×0.1」で積算された数値に、定員調整として0.925を積算。  
開催地は14名加算。

※オンライン開催のため、ブロック加算は外している。

保育活動専門員  
認定制度  
対象研修会

100ポイント

第66回

# 全国保育研究大会

大分大会

開催要項

すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ  
社会の実現をめざして

## 開催の趣旨

令和5年度、「こども家庭庁」が創設されるとともに、「こども基本法」に基づく「こども大綱」が策定されます。また、令和6年4月には改正児童福祉法が施行され、保育所・認定こども園等が地域において相談支援機能を発揮すること、いわゆる「かかりつけ相談機関」としての役割が求められるなど、保育所・認定こども園等に対する役割や期待は大きくなっています。

わたしたち保育・子育て支援関係者は、子どもの安心・安全を守ることはもちろん、さまざまな保育をめぐる動向や、保育者に求められることを常に意識し、認識を深めるとともに、保育の社会的な意義・役割をあらためて確認したうえで、取り組みを日々充実させなければなりません。加えて、養護と教育の実践の下にこれまで培ってきた保育の営みの大切さを、いまいちど広く社会にアピールする必要があります。

こうした保育をめぐる情勢をふまえ、すべての子どもの最善の利益の保障にむけた私たち保育関係者の姿勢を広く社会に発信すべく、多様なテーマでの研究協議を深め、先駆的、効果的な実践を学びあうことにより、全国的な保育・子育て支援の拡充につなぎ、保育実践の一層の向上をめざすことを目的として、第66回全国保育研究大会を開催します。

本大会は4年ぶりに参集形式で実施します。日々の疲れを癒しながら、参加者との交流を楽しみ、心に残る大会となるよう、多くの方のご参加をお待ちしております。

## 主催

全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会  
九州社会福祉協議会連合会保育協議会、大分県保育連合会  
(実施主体：全国保育協議会、大分県保育連合会)

## 後援

こども家庭庁、大分県、大分市、別府市、由布市、大分県社会福祉協議会《予定》

## 期日

令和5年11月16日(土)～17日(日)

## 定員

1,700名

- 保育所・認定こども園等関係者、保育行政関係者、保育士養成関係者、社会福祉協議会・保育協議会関係者 等
- 保育・子育て支援に関心のある皆さま (一般の方も参加いただけます)

## 会場

全体会会場 別府国際コンベンションセンター「ビーコンプラザ」(第1日)  
分科会会場 別府国際コンベンションセンター「ビーコンプラザ」他(第2日)

## 参加費

会員: 20,000円  
会員でない方: 25,000円



▲大会PR動画  
(YouTubeにとびます)

# 日 程

令和5年11月16日(木) ~ 17日(金)

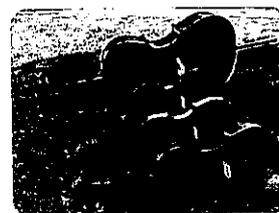
	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
11月16日 (木)			表彰記念撮影	受付 11:30~ オープニング アトラクション 12:30~	開会式 式典	休憩	行政説明 基調報告 他	休憩	記念公演	次期開催地挨拶 終了
11月17日 (金)				分科会 第1分科会~第11分科会				閉会		

## 第1日(式典・全体会) 11月16日(木) 13:00~17:25

11:00 ~	表彰記念撮影(※表彰該当者の中で希望者のみ。記念写真は後日郵送します。)
11:30 ~	受付
12:30 ~	オープニングアトラクション 「弦楽四重奏」
13:00 ~ 14:00	開 会 ● 式典 ● 児童憲章朗読 ● 全国保育協議会 表彰 等 (休憩15分)
14:15 ~ 15:15	行政説明 ● こども家庭庁成育局保育政策課(予定)
15:15 ~ 15:45	基調報告 ● 全国保育協議会 会長 (休憩20分)
16:05 ~ 17:05	記念講演 「あたたかなまなざし」
17:05 ~	次期開催地(奈良県)あいさつ
17:25	初日終了

### ● 「ensemble frill」による弦楽四重奏

私たちは、大分県出身者や大分県で音楽を学んだメンバーを中心に編成したユニットです。現在、ここ大分を拠点に活動しています。ステージでは、滝廉太郎作曲「荒城の月」や、吉丸一昌作詞「早春賦」等、大分県を代表する曲もお聴きいただけます。弦楽四重奏で表現する、素晴らしき我が故郷「おおいた」の原風景が皆様に伝わるように演奏します。ぜひ、自然豊かな大分県にお越しいただいたことを実感しながら、お聴きいただきたいと思います。



### ● 記念講演 「あたたかなまなざし」 講師:小巻 亜矢 氏(株式会社サンリオエンターテイメント 代表取締役社長)



希望に胸躍らせて迎えた令和はコロナ禍、世界の対立、環境問題など、不安が募る出来事の連続となりました。こういった激動の中で強く思うのは「次世代のために何ができるか?」といった命題です。激動、変化の時代にあって心身ともに疲弊し、余裕のない言動に相手も自分自身も深く傷つくような場面も多々あるのではないのでしょうか。今回は、まずは自分自身へ、そして職場や地域の方、向きあう尊い次世代の存在に向けて、どのような在り方でどのように接することがしあわせなのか、一緒に考えてみたいと思います。

#### 【小巻 亜矢氏のご紹介】

株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役社長。東京都出身。1983年に株式会社サンリオ入社。結婚退社後、出産などを経てサンリオ関連会社に復帰。2019年6月より現職。他にも子宮頸がん予防啓発活動「ハロースマイル(Hellosmile)」委員長、NPO法人ハロードリーム実行委員会代表理事などを務める。

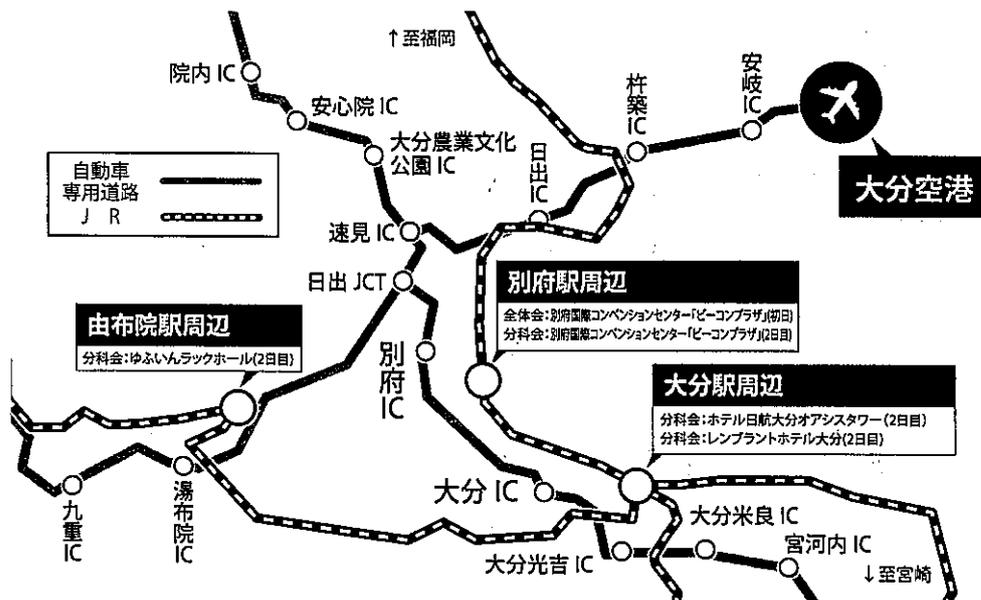
**第2日(分科会) 11月17日(金) 9:30~15:45**

- >> 「全保協将来ビジョン」に示した5つの取り組みの 카테고리をもとに、分科会を構成します。
- >> 分科会は、「令和5~7年度で設定された『共通研究テーマ』による意見発表を中心に研究・協議する分科会」と、「全国保育協議会の企画により開催する分科会」、「大分県保育連合会の進行により開催する分科会」、さらには「フリー発表分科会」の4種で構成します。
- >> **分科会会場ごとに参加定員を設定し、先着順で受け付けます(注)。**
- >> **第1~7,9分科会においては、グループディスカッションを実施します。**

(注) 受付は、参加申込を受領した順に、名鉄観光(株)MICEセンター(旅行代理店)から返信する受領メールの受信をもって受付完了といたします(申込サイトにより参加申込をご入力いただいた段階では受付完了となりませんので、ご注意ください)。

	テーマ	会場(予定)
第1分科会	新たな時代の保育実践~すべての子どもにむけて~	別府市「ビーコンプラザ」
第2分科会	配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて	大分市「レンブラントホテル大分」
第3分科会	保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する	大分市「レンブラントホテル大分」
第4分科会	地域の子育て家庭への支援の充実にむけて	大分市「ホテル日航大分 オアシスタワー」
第5分科会	子どものより良い育ちと安全・安心の環境づくりにむけた関係機関とのネットワーク	大分市「ホテル日航大分 オアシスタワー」
第6分科会	家庭や地域との連携による食育の推進	大分市「ホテル日航大分 オアシスタワー」
第7分科会	保育の社会化にむけて~保育の営みをいかに社会に発信するか~	別府市「ビーコンプラザ」
第8分科会	開催地企画分科会「多様な視点から子育てを考える」	由布市「ゆふいんラックホール」
第9分科会	公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割	大分市「レンブラントホテル大分」
第10分科会	「子どもの最善の利益を守るためのチームマネジメント(仮題)」 「保育現場の働き方改革」	別府市「ビーコンプラザ」
第11分科会	フリー発表分科会	大分市「ホテル日航大分 オアシスタワー」

※会場周辺の駐車場は一般の方もご使用しますので、公共交通機関もしくは本会手配のシャトルバスをご利用ください。  
 ※会場は予定です。変更があった場合に申込登録いただいたメールアドレスにお知らせします。



※会場やホテル等の詳細な地図については、名鉄観光(株)MICEセンターから会報5月号に同封する参加案内等の冊子をご覧ください。

E 系

分科会のご案内

参加申し込みについて

## 参加申し込みについて

参加申し込みは専用サイトよりお申し込みください。

※宿泊等のお申し込みも同専用サイトよりお申し込みください。詳細は会報5月号に同封している参加案内等の冊子および専用サイトにてご確認ください。

URL <http://www.mwt-mice.com/events/2023zenhokyo66>

▶ **参加登録のお申し込み締切 令和5年9月29日（金）**



### 1. 参加申し込み

専用サイトへは全国保育協議会ホームページの「研修会・大会のご案内」からもアクセスいただけます。

URL <https://www.zenhokyo.gr.jp/>

- 専用サイトで、参加申し込みが完了された方には、申し込み完了後、24時間以内に、登録されたメールアドレスに申込完了メールを送信いたしますので、必ずご確認ください。
- ※お使いのパソコン等でセキュリティのためメールの受信拒否設定をされている方は、@mwt.co.jp ドメインからのメールが受信できるようあらかじめ設定してください。

### 2. 参加費用等の振込および当日参加までの流れ

- お申し込み完了後、10月初旬頃にメールで参加費振込のご案内をメール送信します。振込口座・振込期日等は、メールにてご確認ください。
- ご入金確認後、開催2週間前をめどに最終のご案内を登録された住所に郵送します。
- 当日、最終のご案内で郵送いたしました参加券等をご持参いただき、大会会場までお越しください。
- 参加費入金の有無に関わらず、10月25日（水）以降の参加取消については、大会参加費が発生いたします。大会終了後、大会資料の送付をもって替させていただきますので、予めご了承ください。
- 参加費入金後の参加取消は原則として返金対応をいたしかねます。

### 3. 留意事項

- 大会の録音、録画、撮影、転用、および資料の複写・転載等は固く禁止します。
- 体調不良等により本大会に参加できなかった場合は、資料の提供をもって替えさせていただきます。また、参加費の返金はいたしません。
- 個人情報の取り扱いについて

- ・参加のお申し込みにあたりご提供いただいた個人情報は、本研修会の運営・管理の目的に限り使用します。
- ・なお、本大会の申込受付等に関する業務を委託する名鉄観光サービス(株)MICEセンターには、上記の目的のため、情報を共有します。

### 4. お申し込みに関するお問い合わせ先

#### ■大会参加等のお申し込み・お問い合わせ先

名鉄観光サービス(株)MICEセンター 第66回全国保育研究大会 申込受付係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3595-1121(受付時間:平日10:00~17:00) / FAX. 03-3595-1119

#### ■大会の内容等に関するお問い合わせ先

全国保育協議会 事務局(全国社会福祉協議会 児童福祉部 内)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

# 〈保育部会主催〉令和5年度 保育士等キャリアアップ研修 **保健衛生・安全対策** 《開催要項》

## キャリアアップ対象研修 「保健衛生・安全対策」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。  
所定の研修修了者には、「保健衛生・安全対策」分野の修了証を交付いたします。  
※詳細は、4ページをご覧ください。

## 到達目標

保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。また、安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付けるべく開催いたします。

## 日程(全2日間) ※詳細は2ページ「研修カリキュラム」をご覧ください。

- 1日目 令和5年10月16日(月) 9時50分～18時40分  
(初日は9時45分からオリエンテーションを行います。)
- 2日目 令和5年10月18日(水) 9時50分～18時40分

## 受験対象

大阪府内の保育園・認定こども園に勤務する保育士・保育教諭等。

## 受講定員

80名

## 受講料

保育部会会員：15,000円 会員でない方：30,000円

※受講料は、受講決定通知と合わせて請求書を郵送にてお送りさせていただきますので、「振込」にてお支払いください。  
※受講料には、当日の資料代・事務消耗品代が含まれています(交通費・昼食代等は含まれておりませんので、各自ご負担ください)。

## 申込方法

《申込期限：令和5年9月25日(月)17:00まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、**申込みフォーム**にアクセスいただき、お申込みください(定員に達し次第締め切らせていただきます)。原則として先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合は、1施設あたりの参加者数を制限させていただく場合がございます。

会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。

## 実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会

## 研修カリキュラム

【1日目】 令和5年10月16日(月) / 会場：大阪府社会福祉会館 4階 会議室 401

9時30分～ 受付開始	
9時45分～ 受講ガイダンス	
9時50分～11時20分(90分) 「事故防止及び健康安全管理①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組</li> <li>・体調不良や傷害が発生した場合の対応</li> <li>・救急処置及び救急蘇生法の習得</li> <li>・災害への備えと危機管理</li> <li>・多職種との協働</li> </ul>
休憩(10分)	
11時30分～13時00分(90分) 「保育所における感染症対策ガイドライン①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所における感染症対策ガイドラインの理解</li> <li>・保育所における感染症の対策と登園時の対応</li> </ul>
昼食休憩(50分)	
13時50分～15時20分(90分) 「保育所における感染症対策ガイドライン②」	
休憩(10分)	
15時30分～17時00分(90分) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解</li> <li>・安全な環境づくりと安全の確認方法</li> </ul>
休憩(10分)	
17時10分～18時40分(90分) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン②」	

【2日目】 令和5年10月18日(水) / 会場：大阪府社会福祉会館 4階 会議室 401

9時30分～ 受付開始	
9時45分～ 受講ガイダンス	
9時50分～11時20分(90分) 「保健計画の作成と活用①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成</li> <li>・保健活動の記録と評価</li> <li>・個別的な配慮を必要とする子どもへの対応</li> </ul>
休憩(10分)	
11時30分～13時00分(90分) 「保健計画の作成と活用②」	
昼食休憩(50分)	
13時50分～15時20分(90分) 「保育の現場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解</li> <li>・保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応</li> </ul>
休憩(10分)	
15時30分～17時00分(90分) 「保育の現場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン②」	
休憩(10分)	
17時10分～18時40分(90分) 「保育の現場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン③」	

関西学院 聖和短期大学 保育科 准教授 <sup>たちばな なおき</sup> 立花 直樹 氏

大阪府・兵庫県・三重県・石川県保育士等キャリアアップ研修講師

【講師略歴（抜粋）】

- ・高齢者施設や障がい児者施設、市町村社会福祉協議会や都道府県社会福祉協議会でたくさんの福祉現場の経験後、平成15年に大阪保健福祉専門学校の副学科長に就任。  
大阪薫英女子短期大学専任講師、関西福祉科学大学准教授を経て現在に至る。

【主な研究課題・書籍など】

- ・福祉専門職に関する諸課題（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、MSW 等）
- ・社会的交流（世代間交流、地域内交流、地域間交流）や福祉教育に関する研究
- ・福祉・防災活動に関する研究
- ・障害児保育・特別支援教育に関する研究等  
『保育士等キャリアアップ研修・指導者認定（マネジメント他）』取得、日本乳幼児教育・保育者養成学会『子育て支援を支えるソーシャル・キャピタル』『保育・幼児教育・子ども家庭福祉辞典』など著書実績多数。

大阪城南女子短期大学 総合保育学科 准教授 <sup>まるめ まゆみ</sup> 丸目 満弓 氏

大阪府・兵庫県・三重県、尼崎市保育士等キャリアアップ研修講師

【講師略歴（抜粋）】

- ・同志社大学法学部法律学科、佛教大学社会福祉学科、MSW（医療ソーシャルワーカー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）の現場の経験を経て、大阪大学大学院博士前期課程、大阪総合保育大学大学院博士後期課程を修了。「保育ソーシャルワーク」や「保護者支援・子育て支援」を専門とした研究を専攻し現職。

【主な研究課題・書籍など】

- ・現場から福祉の課題を考える～ソーシャル・キャピタルを活かした社会孤立への支援：ソーシャルワーク実践を通して～
- ・保育ソーシャルワークの思想と理論（保育ソーシャルワーク学研究叢書第1巻）など、研究・著書実績多数。

受講までの流れ

- ①**申込** 大阪府社会福祉協議会「施設福祉部ホームページ」または配信電子メールより、**申込みフォーム**にアクセスいただき、お申込みください。（申込期限：令和5年9月25日（月）午後5時） ※会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。
- ↓
- ②**受講決定** 受講決定者に対し、各種書類（受講決定通知書〈参加費請求書（銀行振込）、キャリアアップ研修名簿登録フォームのご案内〉、受講チケット、開催要項）を郵送いたします。
- ↓
- ③**受講開始** 初回講義受講の際に、「受講チケット」をご持参ください。以降、各受講日に「受講チケット」が必要となります。

## 保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

### (1) 概要

- ◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」（以下「キャリアアップ研修」といいます）における「保健衛生・安全対策」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「保健衛生・安全対策」分野の修了証を交付します。

◇対象となる講義をすべて履修していること（遅刻・早退・欠席等は認められません）。  
◇所定の「受講レポート」を提出していること（すべて白紙での提出は認められません）。  
◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること（下記(4)参照）。

- ◆キャリアアップ研修は、平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発0401第1号）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1分野につき15時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

### (2) 「受講レポート」の提出について

- ◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「受講レポート」の提出を求めますので、必ず提出してください（提出されない場合は、修了証を交付することができません）。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

### (3) 修了証の交付方法について

- ◆修了証は、該当する受講者に対し、研修終了後おおむね3週間～1か月程度、所属園へ送付いたします。

### (4) 研修修了者の情報管理について

- ◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

(1) 保育士登録番号（有資格者のみ） (2) 氏名・生年月日・住所 (3) 勤務先施設の名称・所在市町村名  
(4) 修了した研修分野 (5) 修了証番号 (6) 修了年月日

- ◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をしていただく必要がございます。
- ◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程（プライバシーポリシー）を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

## 会場

### 大阪府社会福祉会館 4階 会議室401

〒542-0012

大阪市中央区谷町7丁目4番15号

#### [アクセス]

- 地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅4番出口（谷町筋を南に280m）  
谷町7丁目交差点を西に入る。
- 地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅2番出口（谷町筋を北に560m）  
谷町7丁目交差点を西に入る。

※お車での来場は一切ご遠慮いただいております。  
必ず公共交通機関をご利用ください。



### ●研修に関するお問い合わせは…

#### 大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局（担当：箕谷・西岡）

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail: info@niji-tumi.net

保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」URL: <http://www.niji-tumi.net/>

# 〈保育部会〉令和5年度 保育士等キャリアアップ研修（保護者支援・子育て支援）eラーニング 【開催要項】

キャリアアップ対象研修  
「保護者支援・子育て支援」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。  
研修修了者には、「保護者支援・子育て支援」分野の修了証を交付いたします。  
※詳細は、3ページをご覧ください。

## 趣旨・目的

保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付けることを目的とします。

## 研修形式（eラーニング形式による研修受講、各所属先での演習実施）

本研修会は、オンデマンド配信形式として、講義・演習を含む15時間のeラーニング形式による研修映像の視聴と、所属園等での演習の実施を組み合わせた受講形式で開催いたします。**演習受講の必須要件として、受講申込の際は、所属法人または所属園等より複数名（2名以上）で必ず申込いただきますようお願いいたします。（※1名での受講申込・研修受講はできません）**

## 日程

・配信受講期間（講義映像12時間と演習映像3時間の配信期間）

令和5年10月11日（水）10時00分～令和5年11月24日（金）17時00分まで

・講義映像（12時間）と演習映像（3時間）を、上記の配信受講期間内に必ず受講してください。

・各園所等で演習を実施する場合は、必ず複数名（2名以上）で演習部分の研修映像を視聴し受講してください。

※詳細は2ページ「研修カリキュラム」をご覧ください。

## 受講対象

大阪府内の保育園・認定こども園の保育士・保育教諭等（または、当該役割を担うことが見込まれる方）。

## 受講定員

500名

（受講決定等の対回事務のため定員数を設定させていただきます）

## 受講料

保育部会会員：4,000円 会員でない方：8,000円

※受講料は、受講決定通知書兼請求書をメールにてお送りさせていただきますので、「指定振込口座」にてお支払いください。

## 申込方法

《申込期限：令和5年9月26日（火）17時00分まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、**申込みフォーム**にアクセスいただき、お申込みください（申込者への通知等の対回事務のため、申込期限は厳守させていただきます）。原則先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合、1施設あたりの参加者数を制限させていただく場合がございます。会員でない方は、保育部会事務局までお問い合わせください。

## 実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会

## 研修カリキュラム

【eラーニング形式（講義部分 12 時間・演習 3 時間の全 15 時間）】

講義テーマ	研修内容
講義① 保護者支援・子育て支援の意義 (1 時間×1 講義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所における保護者支援・子育て支援の意義について理解を深めます。まず、法令などにみる保護者支援・子育て支援の位置づけを確認した上で保護者の第一義的責任について考えます。</li> </ul>
講義② 保護者に対する相談援助 (1 時間×5 講義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワークの展開過程を踏まえて、ニーズをどのようにとらえるのか、ストレンクス視点をもった支援の在り方を考えていきます。</li> <li>・送迎時の支援事例を通して、保護者支援・子育て支援のポイントを考えていきます。</li> <li>・個人懇談といった場面での支援の在り方について理解を深めます。</li> <li>・トラブル事例への支援の在り方について理解を深めます。</li> <li>・「自分も相手も大切に自己表現」という意味をもつコミュニケーションの考え方と技法としてのアサーションについて理解を深めた上で、保育場面における DESC 法について学びます。</li> </ul>
講義③ 地域における子育て支援 (1 時間×4 講義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族とは何かを改めて考えた上で、核家族の孤立化という今日的課題について、理解を深めます。</li> <li>・保護者支援・子育て支援の基本的視点を踏まえて、保育士の専門性を生かした保護者支援・子育て支援について考えていきます。</li> <li>・共感的理解を中心に据えた応答の在り方について理解を深めていきます。</li> <li>・信頼関係構築のための技法として、ジョイニング、多方面への肩入れといった技法を学びます。</li> </ul>
講義④ 虐待予防 (1 時間×1 講義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日、大きな問題となっている児童虐待について、現状を確認したうえで、子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント、支援の在り方について理解を深めます。</li> </ul>
講義⑤ 関係機関との連携、地域資源の活用 (1 時間×1 講義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族をひとつのシステムとしてとらえる視点について理解を深めていきます。</li> </ul>
演習テーマ	研修内容
演習①（1 時間×1 演習） 今日の家族の課題と支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク課題【1-2、2-1、2-2、3】を通して、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行います。日々の保育の中で出会う家族を通して、今日の家族の課題と支援の在り方を話し合います。</li> </ul>
演習②（1 時間×1 演習） 保護者との関わりにおいて工夫していること、気をつけていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク課題【4、5、6、7】を通して、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行います。保護者との関わりにおいて工夫していること、気をつけていることについて話し合います。</li> </ul>
演習③（1 時間×1 演習） 子育て支援のための技法の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク課題【9、10、11、12】を通して、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行います。研修で学んだ支援のための技法をどのように活用していくのかについて話し合います。</li> </ul>

## 講師（講義・演習）

大阪成蹊大学 教育学部 教授/教育学部長 <sup>やまもと</sup> <sup>ともや</sup> 山本 智也 氏

プロフィール：1998 年大阪教育大学 大学院教育学研究科 実践学校教育専攻修士課程 修了

2003 年武庫川女子大学 大学院臨床教育学研究科 臨床教育学専攻博士後期課程 修了

主な担当科目：教育学概論/子育て支援/ 子ども家庭支援論/ 保育実習指導 I-2

【大学院】現代教育実践学 I（臨床教育学）/ 研究指導 II

主な著書：「Youth Worker Hand-book 2 ユースワーカー基礎編」(子ども・若者支援専門職養成研究所発行)

「子ども家庭福祉専門職のための子育て支援入門」(ミネルヴァ書房 2019 年 5 月)

「「家庭団欒」の教育学」(福村出版 2016 年 6 月)

## 受講から認定までの流れ

- **研修申込** 保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、**申込みフォーム**にアクセスいただき、お申込みください（**申込期限：令和5年9月26日（火）17時00分まで**）。※会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。
- **受講決定** 受講決定者に対し、受講決定通知書兼受講料請求書をご案内いたします。研修講義・演習動画・資料等の掲載案内（動画サイトURL）、キャリアアップ研修名簿登録シート入力フォーム）をメールにてご案内・送付いたします。  
**※たくさんのお申込みをいただく関係により、受講決定通知等のお知らせは、研修映像視聴開始前日ごろのご案内となります。あらかじめご了承時間を少々いただきますが予めご了承願います。**
- **受講開始** 研修講義・演習を動画サイトURLより、研修講義の視聴と演習の実施をお願いします。  
**※研修受講では、講義動画と研修資料をもとに、個人学習ワークシートの作成をお願いします。個人学習ワークシートは、全15時間受講後に事務局まで原本を提出していただきますので、お手元**  
**に必ず1部コピーを保管しておいてください。（※未作成や提出不備等は修了を認めません）**

## 保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

### (1) 概要

- ◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」（以下「キャリアアップ研修」といいます）における「保護者支援・子育て支援」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「**保護者支援・子育て支援**」分野の修了証を交付します。

◇対象となる講義をすべて履修していること（遅刻・早退・欠席等は認められません）。  
◇所定の「個人学習シート」および「受講レポート」を提出していること（白紙での提出は認められません）。  
◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること（下記(4)参照）。

- ◆キャリアアップ研修は、平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発0401第1号）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1分野につき15時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

### (2) 「個人学習シート」および「受講レポート」の提出について

- ◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「個人学習シート」および「受講レポート」の提出を求めますので、必ず期日までに提出してください（提出されない場合は、修了証を交付することができません）。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

**【重要】各提出シートの「所属長氏名」欄は、必ず所属長がレポート内容を確認し署名（またはゴム印等）ください。**

### (3) 修了証の交付方法について

- ◆修了証は、該当する受講者に対し、研修終了後に全受講者からの受講レポート等必要書類の提出後おおむね2か月程度で所属園へ送付を予定しております。

### (4) 研修修了者の情報管理について

- ◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

(1) 保育士登録番号（有資格者のみ） (2) 氏名・生年月日・住所 (3) 勤務先施設の名称・所在市町村名  
(4) 修了した研修分野 (5) 修了証番号 (6) 修了年月日

- ◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をしていただく必要がございます。
- ◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程（プライバシーポリシー）を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

### ●研修に関するお問い合わせは…

#### 大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内  
TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail : info@niji-tumi.net  
保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」URL : <http://www.niji-tumi.net/>

9.施設利用者のサービス向上のため次のことを実現されたい

①本来の保育の魅力や本質、夢のある職業として広く社会に認知されるよう、イメージアップに繋がる対策を強力に講じられたい。(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 大阪府が実施している保育士・保育所支援センター事業において、保育の魅力を紹介するチラシを制作して潜在保育士等へ配布する取り組みをしており、また、保育士資格を有する専門員（コーディネーター）を配置した相談窓口を設置し、求職支援や職場での悩み相談などきめ細やかな対応をおこなっているところです。
- 引き続き、機会をとらえて保育の魅力が広く認知されるよう、更なる発信を検討してまいります。

②保育分野における円滑な人材確保に資するため、国の実施する処遇改善等に加えて、人材確保に係る費用の支援等について府独自の施策を講じられたい。(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 国では、保育士の処遇改善については、平成 27 年度より、国制度における公定価格の処遇改善等加算において、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に応じた人件費（賃金改善要件分）が導入され、賃金改善分として 3 %（職員一人あたりの平均勤続年数 11 年以上の時は 4 %）が加算され、平成 29 年度には 5 %（11 年以上 6 %）に、令和元年度には 6 %（11 年以上 7 %）に改正されたところです。  
また、平成 29 年度より職員の技能・経験の向上に応じた賃金改善（処遇改善等加算Ⅱ）が実施されております。  
さらに、令和 4 年 2 月から、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、収入を 3 %程度（月額 9,000 円）引き上げるための補助が実施され、同年 10 月以降は公定価格において同様の措置が講じられております。
- 大阪府では、大阪府社会福祉協議会が実施している「保育士修学資金貸付等事業」を支援しており、保育士修学資金貸付、保育補助者雇上支援、未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援、潜在保育士の再就職支援、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援の 5 つの事業をおこなっており、様々なニーズに対応しているところです。
- 府としては、国に対して、処遇改善等加算の充実など、更なる見直しを行うとともに、必要な財源を恒久的・安定的に措置するよう、引き続き要望してまいります。

③保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得の特例期間について、人材確保が深刻化しているため期間の延長について国に強く働きかけられたい。(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされておりますが、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度施行後 10 年間（令和 6 年度末まで）において特例措置が設けられているところです。
- 本特例措置経過後は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかしか有しない者は幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることはできなくなることから、同こども園における職員確保に支障が生じる恐れがあります。
- 府としては、特例措置の延長について、様々な機会を捉えて、国に対して働きかけてまいります。

④保育所等における子育て支援員の配置要件が特例により定められたが、人材確保が深刻化しているため、配置要件について幅広く代替可能（加算等）となるよう国に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 保育人材の不足が深刻な問題であると認識しており、保育の安全と質の確保のために、保育人材の確保・配置の増加が必要であると考えております。
- これまで、朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例として、保育士最低2人配置要件について、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする措置がなされてきたところです。
- 子育て支援員により一層活用を持っていただくため、配置要件の拡充についての国への要望については、状況を鑑み検討してまいります。

⑤保育士修学資金制度について、学生や保育士を目指す人の活用が進むよう更なる周知と制度の充実を図られたい。(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 保育士修学資金制度について、養成校への案内、制度周知チラシを保育士試験実技試験会場で配布、潜在保育士宛てダイレクトメール等で送付するなど周知・説明に努めています。
- また、国からの貸付原資が十分措置されていないことから、保育士修学資金貸付等事業について、安定した事業継続に必要な事務費を含む原資の財源措置を早期に講じること等について、国に要望しています。
- 引き続き、保育士修学資金貸付等事業に係る財政措置について国の動向を注視するとともに、事業の充実について国に対して要望してまいります。

⑥持続可能な施設運営に資するため、利用定員の変更について、各自治体で格差が生じることなく、国の通知に定めるとおり迅速かつ柔軟な対応が講じられるよう各市町村に強く働きかけられたい。(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 利用定員の変更については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に規定されており、特定教育・保育施設の設置者が、利用定員を増加しようとするときは同法第 32 条第 1 項に基づき市町村に変更の申請、利用定員を減少しようとするときは同法第 35 条第 2 項に基づき市町村に変更の届け出をしなければならないと規定されています。
- 利用定員の変更手続きについては、これまでも、市町村に対して、国の通知と併せて、府としても周知・説明を行ってきたところです。
- 引き続き、市町村に対して、機会をとらえて変更手続きを速やかに行うよう、働きかけをおこなってまいります。

⑦国の補助事業（例：保育補助者雇上強化事業等）について、各市町村で格差が生じることが無いよう強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 保育対策等総合支援事業費補助金等の補助事業については、保育の実施主体である市町村が、地域の実情に応じて実施するものと認識しております。
- 府としては、国の補助事業の活用について、市町村に働きかける等支援を行ってまいります。

⑧ 処遇改善Ⅱにおける施設類型ごとに設定された研修修了要件について相違をなくすよう国に強く働きかけられたい。また、処遇改善Ⅱの法人間の資金配分について職員の一層の処遇改善に資するため、期限の廃止及び上限 20%の撤廃を国に強く働きかけられたい。(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 現在、大阪府では、国からの通知にもとづき処遇改善等加算Ⅱにかかる研修修了要件について「保育所・地域型保育事業所」と「認定こども園・幼稚園」2つの異なる取扱要領を定めていますが、施設種類で異なっている研修修了要件の取り扱いについては、是正されるよう国に検討を働きかけてまいります。
- 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分につきましては、令和5年度の「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（通知）」の改正点として、処遇改善等加算Ⅱについて、加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、これまでの令和4年度末から令和6年度末までに延長されたところです。(配分額の上限は20%で据え置き。)
- 府としては制度設計の背景も踏まえながら、必要に応じて国に対して働きかけてまいります。

⑨主任保育士専任加算等の加算・減算要件における実施事業について加算要件が緩和されるよう、引き続き国に強く働きかけられたい。  
あわせて、高齢者等活躍促進加算や施設機能強化推進費加算においても同じく要件の見直しが図られるよう、国に強く働きかけられたい。(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 主任保育士専任加算については、配置基準等による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配することと、乳児が3人以上入所している等の要件があり、今後、少子化が進むこと等により、要件を満たすことが困難となる地域や施設がますます増えていくことが予想されることから、府としましても、地域の実情や時勢に応じた制度の見直しを図るよう国に対して要望してまいります。

⑩物価高騰対策支援について、市町村が地方創生臨時交付金を活用するなどして保育施設等への給食費等の補助を行うよう各市町村に強く働きかけられたい。  
(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 保育施設等における物価高騰等の影響については、一定生じているものと認識しております。
- 市町村においては、保育の実施主体として、地域の実情に応じて、地方創生臨時交付金を活用する等して保育施設等を支援しているものと考えております。
- 府としては、令和4年度に国の地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた保育施設等に対して支援を行ったところであり、令和5年度についても同様の支援を行う予定としております。
- 市町村に対しては、府内の取組み事例を共有するなどをし、保育施設等への支援が行われるよう、令和4年度より働きかけているところです。

⑪地方自治法に基づいた助言としての様々な国通知（保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について等）があり、大阪府下における各自治体において、その取扱いに格差が生じないよう、各市町村に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 国からの通知を各市町村に対して情報提供等する際は、市町村が判断しやすいよう丁寧な周知に努めているところです。  
また、必要に応じて市町村課長会議等の場において、直接説明する機会を設けているところです。

⑫保・幼・小の架け橋プログラムを本格的に実施している自治体があるなか、支援学級や小学校接続加算等において、市町村間における加算対象の取り扱いによる格差が生じないよう各市町村に強く働きかけられたい。(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 保・幼・こ・小の連携については、幼児教育人権研修において毎年取り上げるとともに、幼保小の架け橋プログラムの実施に係る手引きや動画について、府内市町村を通じて保育所、認定こども園等へ周知しています。
- また、公定価格における加算対象等については、必要に応じて、市町村の会議等を通じて周知説明しているところです。

⑬保育施設等に係る事務書類の軽減について、引き続き国に働きかけられたい。  
(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針」において、国が統一様式の普及に向けた取り組みを行うべきとされているため、統一化に向けて積極的に取り組むよう、国に求めてまいります。

⑭児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化の流れを踏まえ、資格管理データベースの一元化が図られるよう、国に強く働きかけられたい。(保育部会)

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課  
教育庁 私学課

- 国において、令和4年6月15日から起算して2年を超えない範囲において施行される改正児童福祉法に基づき、わいせつ行為を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報が登録されたデータベースを整備し、わいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組み（保育士特定登録取消者管理システム）を構築することとしています。
- 一方、幼稚園や認定こども園に勤務する「幼稚園教諭免許状」を有する者が、児童生徒性暴力等を行った場合、国が整備したデータベース（特定免許状失効者管理システム）に、その情報が登録されることとなっており、園の任命権者等は教育職員等の任命や雇用の際に、これを活用することが義務付けられています。
- こうした状況を踏まえ、府としては適正な管理が図れるよう、国の動向を注視しつつ必要に応じて国に働きかける等してまいります。

# 【速報値】物価高騰の影響を受ける施設に対するの支援(今年度)

令和5年9月1日時点

		内容
北摂	高槻市	
	茨木市	1事業所につき100,000円支給。(分園を運営している場合は、当該分園を合わせて1事業所とみなす)
	摂津市	
	吹田市	
	豊中市	3号認定児 1人あたり月額575円 2号認定児 1人あたり月額570円 1号認定児 1人あたり月額480円を物価高騰による給食費等の値上げをしないことを条件に支給
	箕面市	
	池田市	
	島本町	
	豊能町	食材費の物価高騰分を補助予定。
	能勢町	なし
北大阪	枚方市	
	寝屋川市	
	交野市	認定子ども園、保育所、小規模保育施設(令和5年4月1日時点の園児数) 200人以上:600,000円、100人~199人:400,000円、50人~99人:200,000円、20人~49人:100,000円、20人未満:50,000円
	守口市	
	門真市	門真市物価高騰対策緊急支援金として、市内にある私立幼稚園、保育所、認定子ども園に対して250,000円、小規模保育事業所に対して50,000円を支給予定。
	四條畷市	利用定員ごとに支援額を設定 50人未満は50千円、70人未満は100千円、90人未満は250千円、90人以上は500千円
	大東市	
河内	東大阪市	なし
	八尾市	定員1人当たり7,000円(年間分)
南大阪	柏原市	なし
	藤井寺市	
	松原市	
	羽曳野市	
	富田林市	特定教育・保育施設は400,000円、地域子育て支援拠点は100,000円、認可外保育施設は200,000円支給。
	河内長野市	
	大阪狭山市	
	太子町	
	河南町	未回答(空欄での回答)
	千早赤阪村	
泉州	高石市	各月1日の入所児童数×1,122円(光熱費と食糧費の増加単価)
	泉大津市	
	和泉市	なし
	岸和田市	各施設を利用する1号認定児童児童及び2・3号認定児童数に964円を乗じた額
	貝塚市	
	泉佐野市	なし
	泉南市	・食材料費等の物価高騰に伴う、給食材料費への補助金…月初の泉南市民である利用児童一人当たり 月額500円 ・エネルギー費高騰に伴う、光熱水費への補助金…月初の泉南市民である利用児童一人当たり 月額500円
	忠岡町	
	熊取町	物価高騰の影響を受けている民間保育園等に対して高騰分を支援することで給食の内容維持を求める (単価325円×令和5年4月~令和6年3月までの間の毎月1日時点の児童数を乗じた金額を補助)
	田尻町	
	阪南市	・私立保育施設が令和5年9月1日から令和6年3月31日までの期間の給食費の徴収を免除する際に要する経費を支給。(副食費徴収免除対象者:児童数×3,000円×実施月数、副食費徴収対象者:児童数×7,500円×実施月数)
	岬町	
堺市	給食費月額単価441円、光熱費月額単価241円として、在籍児童数、定員数に応じて給食費12か月分、光熱費6か月分を支給予定 ・50人規模の施設の場合 約32万円(給食費支援 25万円+光熱費支援 7万円) ・100人規模の施設の場合 約66万円(給食費支援 52万円+光熱費支援 14万円)	
大阪市		

※空欄については、9月1日時点で未提出の市町村です。